

第 5 0 号議案

足立区いじめ問題対策委員会設置条例

上記の議案を提出する。

平成 2 6 年 2 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区いじめ問題対策委員会設置条例

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法 (平成 2 5 年法律第 7 1 号。以下「法」という。) 第 1 4 条第 3 項の規定に基づき、足立区教育委員会 (以下「教育委員会」という。) の附属機関として、足立区いじめ問題対策委員会 (以下「対策委員会」という。) を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する区立学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為 (インターネットを通じて行われるものを含む。) であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この条例において「区立学校」とは、足立区立学校設置条例 (昭和 3 9 年足立区条例第 9 号) 別表に掲げる小学校及び中学校をいう。

3 この条例において「児童等」とは、区立学校に在籍する児童又は生徒をいう。

(所掌事項)

第 3 条 対策委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項について審議し、教育委員会に答申する。

(1) いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策を実効的に行うための施策の検討

(2) 区立学校において法第 2 8 条第 1 項に規定する重大事態に該

当するいじめが発生した場合における当該いじめの実態調査

(3) 当該いじめに適切に対処するための助言に関すること。

(4) 当該いじめと同種の事態の再発防止に関すること。

2 教育委員会は、区立学校においていじめが認められる場合、当該いじめが法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に該当しないものであっても、当該いじめの事実を調査し、当該いじめに適切に対処するため、対策委員会に諮問することができる。

(組織)

第 4 条 対策委員会は、教育委員会が委嘱する委員 5 人以内で組織する。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 対策委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、対策委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 対策委員会は、半数以上の委員が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 対策委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(意見聴取等)

第 7 条 対策委員会は、必要があると認めるときは、関係者から意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第 8 条 この条例に定めるもののほか、対策委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

(足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例の一部改正)

2 足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例 (昭和 3 9 年足立区条例第 1 7 号) の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部に次のように加える。

足立区いじめ問題対策委員会	月額 2 万 1 , 0 0 0 円
---------------	--------------------

(提案理由)

足立区いじめ問題対策委員会を教育委員会の附属機関として設置するとともに、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。